



学用品費などの補助について

(令和4年度 箕面市就学援助制度)

箕面市立小・中学校に通う子どもが安心して勉強できるよう、学用品にかかる費用などの一部を補助する制度です。

① 対象となるかた

箕面市立小・中学校へ通学している子どもの保護者で、以下のいずれかに該当するかた

(1) 令和3年中の世帯所得が認定基準額以下である ※¹

(2) 児童扶養手当を受給している ※²

(3) 地震等で住んでいる家が被災し、家計が悪化した

(4) 失業などの理由で、令和4年に入って家計が急変した ※³

※¹ 認定基準額は、生活保護基準額の1.2倍です。次ページに目安の額を記載しています。

※² 児童手当とは異なりますのでご注意ください。

※³ (1)～(3)に該当しないかたが対象です。原則、令和5年1月以降の申請受付となります。

② 補助される費用 (就学援助費)

入学準備金	学用品費	修学旅行費 校外活動費	学校病 治療費	オンライン 学習通信費	学校給食費

※補助される金額は学年により異なります。詳細は認定者に別途お知らせします(本市ウェブサイトにも掲載しています)。

③ 申請方法

- ・次ページ⑤の書類を学校または教育委員会に提出してください。
- ・7月頃に、学校を通じて結果をお知らせします。
- ・認定された場合、7月以降、指定の口座に就学援助費を振り込みます。

④ 認定基準額の目安

世帯人数	家族構成など		認定基準額の目安	
			全費目の援助	給食費以外の援助
2人	母 小学生	持家のかた	1,542,458円	1,850,950円
		賃貸のかた	2,106,458円	2,527,750円
3人	父・母 小学生	持家のかた	1,877,288円	2,252,746円
		賃貸のかた	2,489,288円	2,987,146円
4人	父・母 中学生 小学生	持家のかた	2,357,836円	2,829,403円
		賃貸のかた	2,969,836円	3,563,803円
5人	父・母 中学生 小学生 未就学児	持家のかた	2,561,766円	3,074,119円
		賃貸のかた	3,173,766円	3,808,519円

※上の表は認定基準額の目安であり、家族の年齢や家賃の額により異なります。

※審査は、令和3年中（令和3年1月～12月）の世帯所得で行います。

⑤ 申請に必要な書類

対象となるかた		必要書類
全員		<ul style="list-style-type: none"> 就学援助認定申請書（兼同意書） （子ども一人につき1枚）
対象者のみ	令和4年（2022年） 1月2日以降に 他市から転入したかた	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年中の所得を証明する書類 （令和3年分源泉徴収票、確定申告書控え、令和4年度課税証明書など。いずれもコピー可）
	①の（3）に 該当するかた	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書等
	①の（4）に 該当するかた	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年中の所得を証明する書類 （源泉徴収票、確定申告書控えなど。いずれもコピー可） 家計が急変した月が分かる書類 （退職証明書、廃業届、雇用保険受給資格者証、毎月の給与明細など。いずれもコピー可） <p>※令和4年中の所得が確定した後、教育委員会にご申請ください。家計が急変した月まで遡って給付します。</p>

家計急変による申請の特例措置について

特例措置として今年度については、今年の世帯の見込み所得が認定基準額以下であれば、今年の所得が確定する前に申請いただくことができます。申請方法など詳細については、学校生活支援室（TEL:072-724-6760）にお問い合わせください。

なお、認定された場合、今年の所得額が確定した時点で再審査を行い、**確定後の所得額が認定基準額を超えた場合は、給付済みの就学援助費についてご返金いただく必要があります**のでご注意ください。



所得の申告がまだのかたは申請前に所得の申告をしてください。

市・府民税申告先：箕面市市民税室（市役所別館1階 TEL:072-724-6710）

⑥ 申請期限と認定日

申請期限	認定日
5月31日まで	4月から認定 (4月以降の転入者は転入翌月から認定)
6月1日以降 (令和5年3月1日まで)	申請月の翌月から認定 (その月の1日に申請があった場合は申請月から認定)

※①の(3)(4)による申請は、令和5年3月31日が申請期限です。

※①の(3)による認定は、4月まで遡って認定されます。

※①の(4)による認定は、家計が急変した月まで遡って認定されます。

⑦ 記入例

就学援助認定申請書(兼同意書)

(宛先) 箕面市教育委員会

▲▲年▲▲月▲▲日申請

以下のとおり、就学援助を申請します。なお、この申請にあたっては、次の点について同意します。

- 箕面市教育委員会が申請者世帯全員の住民基本台帳及び市民税課税台帳を確認すること。
- 箕面市教育委員会が申請者世帯の生活保護・児童扶養手当の受給状況を確認すること。
- 学校に納める諸費等に未納が生じ、当該徴収費目に対し就学援助費の給付が行われなかった場合、給付した就学援助費を充当すること。

※全ての項目について記入してください。
※児童生徒1人につき1枚の申請書が必要です。

自宅でオンライン授業を受けるためのインターネット環境がある世帯には、オンライン学習通信費を補助します。インターネット環境が無い場合は、インターネット環境を整備した月から補助を開始しますので、整備完了後に、市教育委員会にご連絡ください。

有
 無

住居 持家 賃貸住宅(家賃月額 70,000円) 該当事項 児童扶養手当を受給している 前年度4月1日以降に地震等で家が損壊した 該当なし

申請者 現住所 箕面市●●一■一▲▲

保護者氏名 箕面 太郎 電話番号 ●●-●●●●-●●●●

(フリガナ) ミノ ユズル 生年月日 ●●●●年●月●●日

児童生徒氏名 箕面 ゆずる

在籍校 箕面市立 ●●小学校 1年生

本人(児童生徒)をのぞく家族構成	氏名(フリガナ)	続柄	生年月日(年齢)	職業・現在の学校名
本人(児童生徒)をのぞく家族構成	ミノ タロウ	父	●●●●年●月●●日 (▲▲歳)	会社員
	箕面 太郎			
	ミノ ハナコ	母	●●●●年●月●●日 (▲▲歳)	パート
	箕面 花子			
	ミノ ユズカ	姉	●●●●年●月●●日 (▲▲歳)	●●小学校4年
	箕面 柚花			

家族全員を記入してください。
※別世帯であっても、同居しているかたは含みます。
※単身赴任等で別居していても、同じ家計のかたは含みます。

チェック漏れや家賃の記載漏れにご注意ください。

日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

※家族の欄が足りない場合は余白に氏名・生年月日を記入してください。

就学援助の支給に係る振込依頼書

就学援助が認定された場合は、次の口座へ振込みを依頼します。

※いずれかに☑をしてください。

(保護者氏名) 箕面 太郎

学校指定 学校徴収金の振替口座と同一口座への振込希望の場合は☑のみ

※世帯に別の口座を登録されている場合、いずれかひとつの口座に振り込みます。

上記以外の口座を希望(下記に記載してください)

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()	支店 出張所	預金 種別	普通・当座
口座名義 (カタカナ)		口座番号		

問い合わせ先

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 学校生活支援室
住所：〒562-0003

箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 別館3階34番窓口
電話：072-724-6760（直通）